

令和元年 9 月 12 日
 第 1 回 埼玉県医療審議会 資料 (一部改変)

病床整備の方針について

1 これまでの経緯

- ・ 2018年 4月 病院整備計画の公募の告知
- ・ 2018年 7月～ 8月 各医療機関からの病院整備計画の受付
- ・ 2018年11月 各医療圏の地域医療構想調整会議での協議
- ・ 2019年 2月 医療審議会での病床整備方針の整理

各医療圏の地域医療構想調整会議からの意見を基に、各病院整備計画を A1, A2, B, C に区分

| 評価 | A1 | A2 | B | C |
|-------|------|------|--------|--------|
| 医療機関数 | 12 | 1 | 33 | 11 |
| 病床数 | 227床 | 232床 | 1,531床 | 1,151床 |

A1…整備を進める A2…規模を見直す B…継続して協議 C…協議から除外

2 継続協議計画等の病床整備について

継続協議等とした病院整備計画について、医療機能・病床数の見直しを行い、地域医療構想調整会議において改めて協議を実施。

見直しの観点：自院完結型医療を中心とした医療機能から、他の医療機関等との役割分担と連携を行う、地域完結型医療の構築に寄与する機能を中心とした計画への見直しを求めた。

(単位：床)

| 医療圏 | 整備可能 病床数(A) | 前回 | 今回 | 合計 (B) | (A)-(B) | 備考 |
|-------|----------------|-----|-----|-----------|---------|------------------|
| 南 部 | 232 | 12 | 232 | 244 | △12 | ※ |
| 南 西 部 | 104 | 10 | 102 | 112 | △8 | ※ |
| 東 部 | 450 | 69 | 197 | 266 | 184 | |
| 県 央 | 127 | 0 | 49 | 49 | 78 | |
| 川越比企 | 325 | 71 | 86 | 157 | 168 | |
| 西 部 | 193 | 65 | 141 | 206 | △13 | ※ |
| 利 根 | 207 | 0 | 協議中 | 0 | 207 | |
| 合計 | 1,638 | 227 | 807 | 1,034 | 637 | 負数となる △33 を除く |

※医療法に基づく届出による有床診療所については、基準病床数の特例として整備可能。

3 今後の病床整備について（案）

今後の病床整備については、以下の考え方を基本としたい。

| 開設許可を要する病院・有床診療所 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 病院の新規開設・ 病院の病床数の増加・ 診療所の病床設置・ 診療所の病床数の増加 |

| 届出による有床診療所 |
|-----------------------------------------------------------|
| 医療法に基づく特例に該当する診療所 |
| ①地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 |
| ②へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所 |

病床整備が可能な圏域について、2020年度に予定している第7次地域保健医療計画の改訂による基準病床数の見直しが行われるまでの間、開設・増床計画の受付は行わないものとする。

医療法に基づく診療所の届出による病床設置の申出があった場合、個別に地域医療構想調整会議及び医療審議会での協議を行い、手続を進めるものとする。（全圏域共通）

【参考】

医療法第7条第3項

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

医療法施行規則第1条の14第7項

法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。（以下略）

- 1 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
- 2 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

（以下略）